

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

# 総合規制改革会議

## 平成15年度 第12回議事録

総合規制改革会議事務局

# 平成15年度 第12回総合規制改革会議議事次第

日 時：平成16年3月2日（火）14:30～15:36

場 所：永田町合同庁舎総合規制改革会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) 「規制改革集中受付期間(11月)」の対応方針について  
(報告)
- (2) 新3か年計画の策定状況について
- (3) 地域再生、構造改革特区について
- (4) その他

## 3. 閉 会

## 平成 15 年度 第 12 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 16 年3月2日(火)14:30~15:40

2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室

3. 出席者:

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、清家篤、古河潤之助、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

(事務局)[内閣府]小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

[構造改革特区推進室]滑川室長

4. 議事次第

(1)「規制改革集中受付月間(11月)」の対応方針について(報告)

(2)新3か年計画の策定状況について

(3)地域再生、構造改革特区について

(4)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは定刻でございます。第12回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は金子大臣、副大臣、政務官、国会がございます。そのため御欠席でございます。本日の委員は予定を含めまして、12名が御出席でございます。

本日の議事内容は、まず最初に11月に実施されました、いわゆる「もみじ月間」、規制改革集中受付月間につきまして、実施結果等の御報告と意見交換、その後、新たな規制改革推進3か年計画の策定状況について御報告と意見交換、これをそれぞれお願いしたいと存じます。

そして、最後に構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針及び改定基本方針、並びに地域再生推進のためのプログラムについて、構造改革特区推進室及び地域再生推進室からヒアリングをいたしまして、意見交換を行いたいと存じております。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

まず、昨年11月に実施されました「規制改革集中受付月間」、いわゆる「もみじ月間」、これにつきましては、提出されました全国規模の規制改革要望につきまして、関係する各ワーキンググループにも積極的な御協力をいたさながら検討を進めていただいておりますが、去る2月27日、その合意内容につきまして、政府の対応方針として閣議での報告がなされたところでございます。

そこで、その内容につきまして、事務局から御報告をいただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○宮川室長 それでは、お手元の資料1でございますけれども、クリップでとじられておまして、このクリップを外していただければと存じます。ちょうど資料1のホチキス止めの下に1枚紙の紙がございます、未定稿と称している3月2日付の紙がございますので、これをごらんになっていただければと思います。

題名は「『規制改革集中受付月間(11月)』要望項目の取扱い状況」ということでございます。

今、議長の方から御紹介ございましたように、昨年11月にこの集中受付月間活動をやりまして、要望の刈り取りをいたしました。この結果、要望総数で全部947項目ございました。今回、閣議の報告に持ってまいりましたのが、このうちの次に書いてございます93項目でございます。これは特区と同じような基準を取っております、今回、全国規模で平成16年度までに実施する事項を集めて、これが約10分の1の93項目になったわけでございます、これを先般の閣議報告の対象にさせていただいたということでございます。

これに加えまして、あとでまた3か年のところで御説明申し上げますけれども、いわゆる16年度までに措置をするところまでに至らない。しかし、何らかの形で検討するというものを3か年で拾おうと考えておまして、こういった項目が全体で60項目ございます。

ということで、全体広い意味での3か年計画にはこの153項目が入ってくるということになっております。

なお、その他の794項目のうちでございますけれども、既に現行制度下でも対応可能なものが300、事実誤認関係が99、それから今回は実施検討に至らなかった事項が364、私どもの方で規制以外と判断させていただいた、税、財源問題、こういった措置に関する事項というのが31項目ございまして、若干単純集

計をしておりますので、変更はあり得ますが、全体といたしましては、93 項目、60 項目、300 項目を足しますと、ほぼ半数については何らかの形できちっと私どもとして対応し、回答したと。この全項目につきましては、すべてホームページで取り扱っておりますので、それぞれ要望元については、こういった問題意識を持って見ていただくと、このように私ども解釈しているところでございます。一応全体の相関図は今、申し上げたとおりでございます。個別具体的話でございますので、資料1、これはプレスに御報告をした資料でございますけれども、これに沿って簡単に御説明をいたします。

1. の受付概況と対応方針は今申し上げたような形でございます。昨年 11 月にやった件、それから閣議報告をした件、3か年計画に反映をしていくということでございます。2. も同様でございます。93 項目でございます。

「代表的事例」ということでございまして、競争政策のところ、金融・法務関係で申し上げますと、まず1つ目は、根保証の問題。

2つ目は銀行の代理店の諸規制の緩和、銀行の資本金、超過法定準備金の取り崩しに関わります規制の緩和。

適格機関投資家の申請手続の緩和。非常に細かい規制ではございますけれども、この辺りについては一歩前身ということが言えようかと思えます。

次のページで(2)の国際物流・人材関係につきましては、優良事業者の招聘に関わるビザの手続の簡素化ということでございまして、これは安居主査の方が外務省と調整をしていただいた案件でございますが、これについて一定の前進が見られたということでございます。

それから、IT関係につきましては、IRU方式の芯線貸しに係る道路占用目的変更規制ということでございまして、これは鈴木主査の方のITワーキンググループでいろいろ御議論いただきましたけれども、これについても、届出制度に落とし込むことができた。

それから、高周波利用設備ということで、従来の電子レンジ以上、もうちょっと大きい利用設備についても、基準の緩和がなされることができて、個別の設置許可の必要がなくなったということでございます。

それから、医療関係につきましては、地域医療支援病院の承認の要件緩和ということで、株式会社の病院もこれに含まれるということが決まっております。

次のページ「医療機関に関する広告規制の緩和」ということで、これまでの医療機関の広告規制につきましては、少し範囲が広がりまして、治癒率、生存率、再入院率といったようなものについても、広告が可能になっていくという点が新しい成果として挙げられるかと思えます。

雇用関係につきましては、技能検定における受験資格の拡大ということでございまして、工業高校の在校生でも技能検定が受けられるというものでございます。

農林水産・流通関係につきましては、たばこにつきましてはの規制緩和、それからお米に関します表示制度の見直しということで、従来農協を経由していた手続について、これは直接農政事務所に手続を申請することができるという点が新たな改正点でございます。

エネルギー・運輸関係につきましては、運転免許制度については、非常に事故率の高いところについて、中間的な運転免許を創設ということで、これは今国会に法案が上程される予定になっております。

それから、トレーラーに関しましても、遠距離の輸送会社同士の運輸協定で、この辺りの車庫規制の緩和が今回可能となりました。

それから、ガス関係でございますけれども、従来同じ建物内で会計主体が異なる事業者は一件、一件契約をする必要がありましたけれども、これについてはある一定の要件の下で一契約で取り扱うことができるようになった。

住宅関係でございますけれども、DV被害者について、公営住宅に入ることが可能になるための措置、これの通知がなされるようになったということでございます。

容積率関係では、自然冷媒を用いた新型のヒートポンプ・蓄熱システムについても、容積率の算定から外すということから、こういうことの容積率の緩和制度の活用がなされるようになりました。

環境問題では、硫酸ピッチの不法投棄の罰則の強化、それから廃棄物関係の施設変更の許可申請の手続の簡素化というが実現をいたしました。

危険者・保安関係では、消防法の非常用電源ということで、新型の電池についても、対象設備に含まれるようになったということ。

それから、燃料電池につきましては、建物と壁との距離規制というのがございますけれども、この見直しが

16年度の早い時期にできるようになった。これは従来の事業活動の円滑化ワーキンググループでは16年度措置ということでしたが、できるだけ早くやりますということで、前倒しの措置がなされるようになりました。

次の家庭用燃料電池につきます届出義務の不要化というのもしかりでございまして、これも前倒しということでございます。

以上、93項目が実現したということでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御質問等ございますでしょうか。

○河野委員 今、御説明いただいたところの最初のところで、要するに事実誤認であったり、現制度下で対応可能な事項などというのがありますけれども、これについてはさっきの御説明のように、それぞれがホームページで、事実誤認とか、できるということを知り得ることになっているということでよろしいのでしょうか。

○宮川室長 かなり丁寧にやっております、私どもまず第一次に御要望いただいて、これを一回役所の方に返しまして、それで今申し上げたような事実誤認があった、もしくはこれは私どもの制度というか、規制とは違う範疇じゃないでしょうかいのを個別に必ず要望元に返しております、加えて今申し上げたように、ホームページですべて番号を振っております、今申し上げたようなカテゴリーに分けて御説明をしているところでございます。

○河野委員 そういう意味では件数の半数近くができること、あるいは事実誤認という分類だから、随分誤解というのが多いということにはなりませんね。今回の大分それが改善されるということですね。

○宮川室長 これは2回目でございますので、1回目も同じようなあれがございましたが、結果的には最近かなり裾野が広がっております、個人の方、事業者も今までアプライをされてなかった方というのが結構ございますので、これを2度、3度出すことは余りないと思うんですけども、件数自体はこれから減っていくかもしれないけれども、一方で新しい新規の方も入ってまいりますので、この辺りの数字の推移はよくわかりませんが、そういうことでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、本件につきまして、終わらせていただきますが、各省との調整、取りまとめに当たりまして、これは高原主査を始めといたしまして、各主査、委員の皆様方に大変御尽力いただきました。心から感謝申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

規制改革推進3か年計画につきまして、現行の3か年計画が本年度末をもって終了することを踏まえ、現在16年度を初年度とする新たな3か年計画を事務局を中心に策定作業中であると承知しております。

そこで本日は計画の概要につきまして、事務局から御報告をいただきたいと思っております。なお、お手元の分厚い計画案、こういうものを含めて資料を用意した資料を用意しておりますが、調整途中のものであり、本日のところは概要版も含めまして、恐れ入れますが、会議後お持ち帰りにならずに、このままテーブルにお残しいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、どうぞ

○宮川室長 それでは、資料2でございますが、これにしたがいまして、概要で御説明をさせていただきますと存じます。

「新・規制改革推進3か年計画(案)の概要」でございまして、スケジュール的には3月16日もしくは19日に閣議決定をする予定でございます。

計画のポイントでございますけれども、主として次の4つの項目を今回3か年計画に乗せさせていただきました。

1つは、昨年12月に当会議で策定をしていただきました第3次答申の具体的施策の部分でございます。

第2番目は、今、御説明申し上げました「もみじ月間」で成果の得られたものということで、93項目の閣議報告事項以外にも、先ほど申し上げたように、17年度以降の措置事項、もしくは検討はやるよという、こういうお約束をいただいた事項の約60項目がこれに付加されるということでございます。

それから、第3番目といたしましては、2月20日に特区推進本部の方で御決定いただきました別表2、全国措置で規制改革をやりますという項目、それから2月27日に地域再生本部で決定いたしました別表2の中に規制改革の項目が多数入っております、これについてこの項目出しを入れていこうと。これは具体の項目につきまして、地域再生本部及び各省庁と調整をしております、数はまだ未定でございますけれども、この辺りの項目を入れようということでございます。

4番目といたしましては、現行の計画の中で16年度以降、何らかの措置、もしくは検討がなされるという

部分も残された事項として付加しようということをごさいます、この4つの要素を加味したものが今回の3か年計画に含まれているということをごさいます。

なお、「3. 全体の構成」をごさいます、3部構成としておりまして、第I部は「共通的事項」ということで、総論の部分をごさいます。なお、3次答申の中で基本ルールの関係、神田先生にお願いした部分をごさいます、これはこの共通的事項に大宗が含まれております。

II 番目のパーツのところをごさいますけれども、いわゆる3次答申の具体的施策のところについて、これを重点計画事項と称して、これを第II部に入れております。

第III部は、いわゆる短冊と称するものをごさいます、それぞれの各項目で分野別措置事項ということで、年度展開が図られているという表形式のものでごさいます。この3部構成になっております。

個別事項をごさいますけれども、共通的事項は今申し上げたように、総論が書いてごさいます。これは次期体制をごさいます、「規制改革・民間開放推進会議」、これは次の会議の一応名称ということで、(仮称)にしておりますけれども、これで今調整をしているところをごさいます。

これによります規制改革に関する審議と計画の監視ということをごさいます、その会議によります審議、それから計画の状況の監視、それから毎年の審議結果を踏まえての計画の改定の実施ということをごさいます。

それから、政府に設けます規制改革・民間開放推進本部の設置と会議との連携。

特区の活用によります規制改革の加速化。

集中受付月間の定着化。

規制改革手法の整備。

パブリック・コメント、日本版ノーアクションレター制度、行政手続法の各見直しなど。広報活動についても充実を図る。こういった趣旨のことが盛り込まれております。

第II部は先ほど申し上げたように、いわゆる3次答申の具体的施策、それからアクションプラン関係、これは6月に決定をいたしました骨太方針の決定事項をごさいます、この部分のアクションプランの部分をつ張って盛り込んでおります。

それから、3つ目のところの短冊をごさいます、先ほど申し上げたように、3か年の16年度、18年度の年度展開がここで書かれておるということをごさいます。

個別項目ですが、簡単に申し上げますと、IT関係で申し上げますと、これはe-Japanの方で既に決まっておりますが、民間の保存文書の電子的保存の容認ということで、16年度の早い時期に法案が出ます。

それから、東経110度のCS問題ということで、これはITワーキンググループの方で御議論いただいたものが書かれております。

次のページで、ナンバー・ポータビリティ(NP)と称します携帯電話の番号を変えずに会社間の変更ができるという制度の普及促進についても、16年の早い時期にとりまとめ。

それから、固定資産税の納付様式についての改善についても、16年度の早い時期、できるだけ早期に行われるということをごさいます。

競争政策は、公取の審査機能・体制の見直し強化。

官公需問題。

「法務関係」は、先ほどの根保証の問題。

社債・融資法制の連続化。

公有地の信託事業の場合の公共施設の建設等の制限の緩和。これは官製市場のワーキンググループで御議論いただいた中身が書いてごさいます。

「金融関係」では、投資者保護法制の構築ということで、いわゆる日本版投資者保護法制の構築が書いてごさいます。

それから、銀行代理店における資本関係諸規制の見直し。

「教育・研究関係」は、コミュニティー・スクールの法制化。

借入金による大学・学部等の設置の容認。

「医療関係」は、医薬品の350品種の小売店における販売。

IT関係の医療事務の効率化と質の向上ということが書いてごさいます。

福祉関係は、いわゆる総合施設の整備の話が入っております。

雇用関係につきましては、次の通常国会をごさいますけれども、募集・採用における年齢制限の緩和・

差別撤廃の話。

紹介予定派遣の話が入っております。

「農林水産業関係」は、株式会社のリース方式によります全国展開の話。

それから、農地制度改革の話ということでございます。

流通関係は、大規模小売店舗立地法の指針の見直しということで、これは次の年度の実施を掲げております。

エネルギー関係につきましては、電力、ガスの自由化範囲の拡大の進展に応じた、効果についての速やかな評価開始というもの。

それから、市場監視を実効的に行える厳正中立な体制の構築・強化という辺りが記載をされております。

都市ガスについては、先ほど申し上げた契約体の見直しというのも入っております。

「住宅・土地・公共工事関係」では、アクションプランで御議論をいただきました容積率制限に関しますインフラ負荷などの分析・検討の開始。

それから、アクションプランでも御議論いただいた、いわゆる公共施設サービスの民間開放問題ということで、そこに項目を列挙しております。

それから、ワーキンググループで御議論いただいた学校の教室の天井の3mの高さ見直しというのを、17年度に結論を出していただく。

それから、駐車違反関係の話。これは一昨年度からずっと議論があったわけですが、これは今回法案を上程するという事になっております。

「運輸関係」につきましては、車検制度の見直し。

運転免許の中間的な免許制度をつくるという話。

「環境関係」は、ヒートアイランド対策。

もう一つ、ワーキンググループでやっていただきましたけれども、いわゆるEPRと称します拡大生産者責任ということで、デポジット制度の考え方もここに導入をしていくという話でございます。

「危険物・保安関係」は、先ほど申し上げた燃料電池関係。

それから、ワーキンググループでやっていただきましたけれども、いわゆる防災機材についての放射砲と称するものの採用の容認。こういった点について記載がなされます。

いずれにいたしましても、「もみじ」で各ワーキンググループにお願いしております事項につきましては、網羅的に3か年計画に記載がされるということになっておるところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは御質問等、ございましたらどうぞ。

○八代委員 ここでお聞きするのが適当かどうかよくわからないんですが、3か年計画で今、宮川室長の方から、後継組織のことについても触れておられますので、これについて御質問してよろしいでしょうか。

ここに規制改革・民間開放推進会議というふうに仮称ですけども、書いてあるんですが、この民間開放とは具体的にどういう範囲を指すのかとか、普通の法律であれば法律自体に書き込むのではなくて、政令とか規則とかに書くわけですけども、その中身はどのような形で進められるのか。この会議、委員が事前に判断できるような形で示されるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それが非常に重要な点でありまして、例えば官製市場などは特にそうなんですが、議論しておりますと、各省庁が、それは行政改革の問題だから関係ないとか、そういう言い方をよくするわけなんですが、規制改革、制度改革は同時に行政改革でもあるわけで、そういう行政改革を全部除くとなりますと、事実上対象範囲が限定されるわけですから、そういう制約は一切付けないということとか、さまざま細かい点を決めなければいけないので、それを事前に必ずこの場、あるいは別の形で委員にお示し願いたいと思います。

それから、後継組織の名称は今と違って、広がるわけですから、具体的に所掌事務が現在の総合規制改革会議と比べてどのように広がるのかという点についても教えていただきたい。

所掌事務は同じで名前だけ変わるというのはナンセンスでありますので、当然ながら名前が変わる以上は所掌事務も変わるんじゃないかと思えます。

それから、ここにはないんですが、配られております前回の会議の議事録で、質疑応答というところに、事務局の民間開放ですね。つまり、民間人の幹部を登用するというのが書いてあって、事務局の方からもそういうふうにしたいと言っておられたわけですが、具体的にどういうポストを民間に開放するのかという点も、別にこれは3か年計画とは直接関係なくて結構ですから、お教えいただきたいと思えます。

以上の3点でございます。

○宮川室長 まず第1点目の、民間開放がどういう広がりで決められるのかという点でございますけれども、これは今の総合規制改革会議と同様でございます、内閣府の組織令に基づきまして、次の推進会議を設置をするということでございまして、現在、政令につきましては、縷々整備をしつつあるという状況でございます。

民間開放の定義というのは非常に難しゅうございまして、正直申し上げますと、これというふうな形で決め付けて、説明をするというのも難しいという一方で、実は法制局というところがございまして、全くその定義がなしでやるというのも、非常に難しいところがありまして、その辺りの非常に狭いところを私ども事務局の方がいろいろと今やっているところでございますが、いずれにいたしましても、議論に制約をかけるような形で民間開放の部分を狭い定義づけをするということは私どもとしては本意ではないと思っておりますので、できるだけ広目に考えようと思っておりますが、なかなか法技術的な部分と、今、各委員の先生方からおっしゃられている、できるだけ広目に取れということとの調整というのに我々、今、腐心しているところでございます。

第2点目の人事の話でございますが、これは公開資料になりますので、ここではあれでございますけれども、先般申し上げたように、いま、経団連とも相談をしております、民間の幹部の方が入れるような形で今、相談をしているところでございます。

○八代委員 人事というのは、別にだれがという名前を言えということではなくて、どういうポストを用意するかということを知っているわけで、それは人事の問題ではなくて組織の問題だと思います。

それから、2番目の大きなポイント、先ほど言いました行政改革というものと、制度改革との関係をお答えいただいておりますので、そういうところをきちっと示す必要がある。

それから、今、まさに宮川さんがおっしゃったように、この民間開放の定義というのは極めて重要なので、それを事務局だけで決められるおつもりなのか、委員にも諮られる必要が当然あると思うわけですが、それについてお答えをお願いしたいと思います。○宮川委員 1点目の、人事の話ではないとおっしゃるんですけども、これはあとでまた個別に御相談させていただきたいと存じます。いずれにしても、室の体制自身はある程度人事とも絡んでまいりますので、個別に御相談をさせていただきたいと思っております。

2つ目の政令の話でございますけれども、これは正直申し上げまして、かなり法技術的な部分もございしますので、この辺りについてはきちっと法制局と詰めた話になろうかと思っております。この辺りについて、法制局とも詰め、ある程度各省ともあらあらの感じをわかりながら、また、お諮りをしたいと思っております。

以上であります。

○八代委員 それは要するに法制局と詰めたら結論は変えないわけで、少なくとも詰める前のボトムラインについて委員会でござつぱな形でも結構ですから、決めていただかないと、この委員会の存在意義がないと思っております。

それから、まさにどういうポストを用意するかが一番大事であって、幹部であって、事実上係長みたいなポストだと何の意味もないわけですから、そこは幹部という以上は幹部にふさわしいポスト、例えば位として審議官、参事官というようなことを示していただかないと、どういう人をお願いするかは、まさにそのポスト次第で決まるわけですから、そこは事務局に完全にお任せということにはならないと思っております。現段階のお考えを教えてくださいたいと思っております。

○宮川室長 事務局の体制でございますけれども、今、経団連と御相談をさせていただいておりますのは、課長クラスの方をお呼びをするということでお話をさせていただいております。まだ御回答はいただいております。

それから、政令につきましては、申し訳ないんですけれども、これは法制局という技術的に非常に詰めることとの調整でございますので、委員の方々のお気持ち、それからこれまでの御議論というのは私ども事務局も重々承知をしておりますので、この点については、ある程度その辺りの意識を踏まえて私どもやっておりますので、御理解を賜ればと思っております。

○奥谷委員 今の八代さんの意見に続いてのことなんですけれども、やはり事務局体制のポジションというか、幹部クラスを是非投入してほしいということを前回のときに申し上げましたので、それをどうきちっと事務局がとらえるかということと、昨日の朝日新聞に議長が1年で辞めて云々みたいな記事があり、事務局がお決めたのかどうか分かりませんが、そういうことが載っていたりとか、普通は大体委員互選の下で議長というのは任命されるわけで、勝手に事務局が議長を決めたり、1年で辞めさせたりというような権限

があるのでしょうか。

○宮川室長 私も昨日の新聞記事は読ませていただきましたけれども、事実関係もはっきり申し上げてよくわからないところがございます、事務局でそういう紙をつくったというお話もあるようでございますけれども、私は全く関知をしていないということでございますので、そういう意味で言うと、おっしゃるとおり議長は互選でございますし、第1回目の会議で決まるんだろうと思います。委員の人選は、これは総理の諮問機関でございますから、総理がお決めになることだと思います。人事云々の話につきましては、これは議長は第1回目の互選で決まるというはおっしゃるとおりだと思います。

それから、事務局の話は、私どもは経団連、要するに民間の出向の方は今は経団連に窓口をお願いをしているところでございますけれども、経団連の方々に、この会議でも第3次答申の第 89 ページに民間の選任の話。それから幹部登用の話と、この辺りはきちっと答申も含めて御相談をさせていただいておまして、経団連の方でしかるべき方を御推挙いただきたいということをお願いしておりますので、この辺りは経団連とも十分すり合わせをさせていただいているということでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、この新3か年計画、今の議論が出ました後継組織等につきましては、我々委員の考え方ということにつきまして、十分配慮しながら考えていただく。

また、事務局体制につきましても、目下進行中であるということでございますので、内容につきまして、できるだけ我々の分かる範囲で今後御披露いただくということで是非お願いしたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

本日は構造改革特区推進室及び地域再生推進室から滑川室長においでをいただいております。ありがとうございます。

構造改革特区を巡りましては、私どもと共同で実施しております「もみじ月間」の成果といたしまして、先般、構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針を取りまとめられるとともに、構造改革特別区域基本方針を策定されたと承知しております。

また、先週末には、地域再生本部におかれまして、地域再生推進プログラムを新たに策定されたと伺っております。

当会議といたしまして、両本部と引き続き密接な連携を図り、それぞれの取り組みと相まった形で全国規模の規制改革を推進していくことが重要であると考えております。

そこで本日はそれぞれの内容と、今後の進め方等につきまして、御報告をいただきまして、質問・意見交換の場を持ちたいと、このように考えております。

それでは、構造改革特区関係、地域再生推進プログラム関係と続いて御説明いただきまして、その後一括した形で質問を含めまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、滑川室長よろしくお願ひいたします。

○滑川室長 滑川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に資料3といたしまして「地域再生構想提案に対する取組について」と「構造改革特区について」という2種類の資料を用意してございます。

今、議長のお話で、構造改革特区の方からお話をさせていただきます。横長の紙でございます。

既にお話ございましたように、構造改革特区で民間、あるいは地方公共団体から提案を募集してまいりまして、これまで4回募集いたしました。また、最近は規制改革会議と御一緒に提案募集ということをさせていただいております。

1ページに構造改革特区の現状を書いてございます。上側が規制の特例ということで、今、申し上げた提案のプロセスということで、そこで実現していくということでございます。第4回、昨年11月の提案募集までやってきておりますが、この中で特区で実現した規制改革は 176 、全国では 250 ということになっております。第4回について取り上げますと、特区で 17、全国で 33、合わせて 50 ということになります。

下に特区計画ということで、特区の場合は、特例をつくった後、具体的に実施をしていただく。そして、課題その他を検証していくという作業がございます。あるいは地域の活性化につなげていくという作業がございます。この特区計画につきましては、現在までのところ今年の 10 月に申請を受け付けたところでございます。236 件の認定をしております、今般、1月に4回目の認定申請を受け付けておりますが、100 件余の申請が来ているという状況でございます。

次のページ、今申し上げた第4次提案の対応でございます。申し上げたとおりでございます、50の追加を行った、特区としては17でございます。

3ページ、第4次提案で具体化された規制改革という意味で御紹介申し上げますと、例えば教育分野でございますと、市町村の教育委員会が特別免許状を授与することができる。これは、これまで都道府県の教育委員会から市町村にその授与の制度が下りるということでございます。

次のページで、行政財産である漁港施設の民間貸付というものが出ております。

その下のまちづくりの2つは、全国対応でございますけれども、土地区画整理事業地、あるいは土地開発公社の課題について答えるということで、総計50件の規制改革項目が出たということでございます。

今後の特区制度の課題ということで3つほど考えておりますので、これを御説明申し上げたいと思います。5ページ目でございます。

1つ目は、特区制度、これまでいろいろ御提案を受けたりしてまいっておりますけれども、まだまだ民間事業者の方の御提案が全体の約3割ということで、更に民間事業者の方々に特区制度を知っていただき、また、御活用いただくことが必要であろうと思っております、下にございますように、タウンミーティングその他の機会を通じて、更に広報活動を進めてまいりたい。こうした中で提案の厚みなりを増してまいりたいと思っているのが1点目でございます。

2つ目、6ページ目にまいりますが、実際に昨年の4月から特区計画というのは認定されまして動き出しております。ただ、特区の特例措置を活用した事業がうまく進んでいるのかどうかということについて、調査をしていくことが大事ではないかというふうに思っております、もし特区での特例措置の活用がうまくいかないということがあれば、必要な対応をしていくことが求められるだろうと考えております、例としては補助金の返還の問題があったということをお指摘させていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、昨年から評価委員会というのが立ち上がっております、そこで問題を解決するためにいろいろな御検討をいただく。必要があれば新たな規制改革の実施についても、御議論をいただくということかと思っております。

また、規制ばかりではなくて、今申し上げたような補助金の問題というのもあり得ますので、この辺につきましても、地域再生本部とも連携をしてみたいと思っております。

7ページ、特区の今後の課題の3つ目でございますが、いよいよ全国展開というのが課題になってくるかと思っております。

先ほど御紹介もございました構造改革特区、基本方針について、今回改定をさせていただきましたけれども、ここには特区における評価をどのように進めるかということの、これまでの評価委員会での御議論などを踏まえたものを盛り込ませていただいて、追加させていただいたという形で決定をしているものでございますが、そのポイントだけこの2ページに書いてございます。

1つは、基本的な理念といたしまして、昨年の骨太にも示されたように、特段の問題は生じていないと判断された規制の特例措置については、速やかに全国規模の規制改革につなげるということでございまして、こうした点について、弊害があるかどうかということについては、行政所管省庁から御説明をしていただこうということでございます。

2つ目として、特区で未実施、または実施の少ない規制の特例措置については、是正及び新たな規制改革の実施を検討する。

3つ目として、先ほど申し上げましたように、関連する規制等に問題があるということで円滑な事業の実施が妨げられている場合には、これについても検討をしていただくというような3つを基本として評価をしていただこうと考えてございまして、このためには、昨年立ち上がっておりますが、評価委員会、八代先生に委員長をお願いして、民間10名の方で構成されておりますが、こちらの方で今申し上げたようなこと、ここに書いてあるようなことについて御検討いただき、推進本部に評価の報告をいただこうと思っております。次のページに若干細かくなりますが、「評価の具体的基準」というのが書いてございます。全国で実施する場合は、弊害との関係をどう考えるか。あるいは場合によっては、弊害がある場合、予防措置というのを特区で更に検証していくというケースもあるでしょうということで、幾つかのケースに分けて具体的に評価をしていただくことを考えております。

スケジュールといたしましては、4月から本格的な評価を実施していただきまして、約半年、8月を目途に意見をおとりまとめいただこうというふうに考えておるところでございます。

以上が構造改革特区制度の最近の動きでございます。

続きまして、地域再生構想につきまして、「地域再生構想提案に対する取組について」という紙がございますが、これの冒頭の3枚くらいを使いまして、簡単に御紹介いたします。

地域再生につきましては、昨年の10月に地域再生本部が発足しまして、12月に基本指針を決めて、地域からの提案を受けながら国の地域支援施策の改革、改善を行うということで、対応してきたところでございます。

ここにございますように、1月に地域から民間事業者を含めまして673の構想、具体的な支援措置に直しますと1,500件余の数の御提案をいただきました。このうち約半数余りの780件につきましては、現行制度で実施可能という御回答をいただきまして、更なる上で今回新たに対応するというので、140件余の対応が決まりましたので、これを先週、地域再生推進のためのプログラムとして決定をさせていただいたというところでございます。

また、こうした地域からのいろいろな提案、要望に応える意味で、既に地域再生の推進に資するというので、9つの法案が今、通常国会に提出されている、あるいは提出予定になっているというところでございますので、こうした法案による改革も、地域再生を支援するものと考えております。

2枚目、3枚目に今回の地域再生プログラムの中に盛り込まれた主な取り組みが書いてございます。時間の関係もございまして、駆け足でございまして、項目だけ御紹介いたします。

「補助対象施設の有効活用」ということで、転用の弾力的容認、あるいは増改築の際の支援ということでございまして、特に要望が多かった廃校を例に挙げておりますけれども、こうしたものを活用するということ。

2つ目が「地域主導による公物管理の実現」。

3つ目が「アウトソーシングの促進」。

4つ目としては、地域雇用ということで、市町村が本格的に地域雇用に取り組むという状況になってきますので、ワンストップ相談窓口などを設置しまして、地域のそうした活動を更に支援していくというところでございます。

それから、地域再生に関するノウハウ等の支援・窓口ということで、地域再生伝道師とうことで、相互発信の拠点をつくっていきこう。

あるいは地域再生支援チームということで、先ほど申し上げましたように、現在でも実施可能ということはかなり多いということも踏まえまして、地域と国の地方支分部局との横断的な議論の場を設置して、そういうところで問題解決を図っていきこうというところでございます。

更に地域の基幹産業の再生ということで、建設業、農林水産業等を出しておりますが、特に建設業の新分野展開ということについては、各省協力して取り組むという体制をつくっていくことになっております。

次のページにまいりまして、地域活性化のための1つの大きな施策でございます地域観光ということで、一地域一観光を進める意味で標識の統一、あるいはエコツーリズムと言ったものを推進していくということが盛り込まれております。

次に、地域再生実験ということで、地域特性を生かしました先進的な実験ということで、ここではバイオマスのお話を書いてございます。こうしたものについても、地域の特性を生かして積極的に支援して取り組んでいくということが考えられております。

それから、支援施策との連携・集中ということで、この地域再生計画をつくっていただく地域に対して、重点的に支援するという施策を集中していくことを考えております。

また、そうしたものを支援するという意味で、政策金融の利便性の向上も図っていくということが考えられているというところでございます。

なお、この中でアウトソーシングにつきまして、私どもも地方の経済活性化という意味でも非常に重要なテーマということで、1つの柱として取り組んでまいりまして、今回も一定の成果が見られたと思っておりますが、特に内閣府で昨年アウトソーシングについて調査をされておまして、35項目くらいの課題を取り挙げて、そのうち対応が困難という17項目ございましたので、これを中心に私ども優先課題として対応することを考えてまいりました。

今回、地域から要望があったのは、戸籍・住民票・電気工事師免許という3項目しかございまして、このうち戸籍・住民票については、いわゆるプライバシーとの関係ということで、困難というところでございました。

また、内閣府の調査の中には、国民健康保険とか介護保険とかというようなものについても、一部既に外部委託可能なものもございまして、いわゆる制度運営全般についても議論をするというようなお話がござい

ます。こうしたお話になると実は地域再生のみの観点では論じ切れない制度的な課題もあろうかということでございますので、私どもとしても、御提案を受けて今後とも検討してまいりたいと思っておりますか、今回新たに設置されると伺っております総合規制改革会議の後継組織におかれましても、御議論をいただければ幸いではないかということで考えておるとのことでございます。

その辺につきましても、事務局同士でよく相談をさせていただきたいと思っております。以上、ごく雑駁でございますが、御報告をさせていただきます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまのお話に対しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○八代委員 今、御説明いただきました地域再生の方でありますけれども、3ページ目の「主な取組み」の2番目と3番目の○ですね。つまり、地域主導による公物管理の実現とか、アウトソーシングの促進というのは、規制改革会議の官製市場のところでも重点的に取り挙げたもので、この中身というのはかなり重複しているわけでありまして。

それから、本文の方の「地域再生推進のためのプログラム」というところの3ページを見ていただきますと、「地域再生の実現に向けた考え方と今回の取組の概要」というところがありますが、その5行目のところに「こうした取組みを進める際には」云々というところで、経済財政諮問会議とか都市再生本部とか、こういうところと密接に連携を図る云々と書いてあるんですが、ここになぜか総合規制改革会議の後継組織の名前が入っていないわけです。

今、滑川室長の方から入っていないにもかかわらず、実質的にはよく連携を取ってやるという御説明があったんですが、そうであれば、あえて総合規制改革会議の名前が入っていないのか、これは滑川室長ではなくて、実は総合規制改革会議の事務局に是非お聞きしたい。

これは役人の常識には全く反することであって、役人の常識であれば、少しでも関係があれば必ず書いておかないと、あとで不利益を被るわけですし、具体的に次期の後継組織がこういう官製市場の問題を取り挙げようとしたときに、ここに書いてないんだから、それは経済財政諮問会議とか地域再生本部と議論したい。総合規制改革会議の管轄ではないと言われるリスクが非常に高いわけでありまして、なぜここについて総合規制改革会議を加えるということを求められなかったのかということをお聞きしたいと思っております。

○宮川室長 申し訳ありません。これは私ども事務局の方の多分手続ミスだと思っておりますので、次期改定の際には必ずさせていただきます。

ちなみに、先般の経済財政諮問会議におきまして、金子大臣の方からもこの辺りのアウトソーシングの話等々につきまして、是非制度面については総合規制改革会議でやるべしというお話もいただいておりますので、この辺りについては関係者の間では御議論をいただいて、御了解をいただいているということでございます。

ここにつきまして、私ども事務局のミスだと思っておりますので、次期改定の際には必ず新しい会議の名称を入れさせていただくということをお約束したいと思っております。

申し訳ございませんでした。

○八代委員 確認ですが改定というのは、特区と同じように何回もやられるんですか。

○宮川室長 これは滑川室長の方から御説明賜ればと思います。

○滑川室長 いつとかというお話ではないんですけれども、これは私ども提案を受けて、それについて議論をしていくというプロセスを考えておりますので、そうした中で議論は出てくるかと思っております。まだタイミングその他については、今申し上げることはできないと思っております。

○村山委員 印象的なことを申し上げて大変恐縮なんでしょうございますが、こちらの「地域再生推進のためのプログラム」の11ページとか12ページを見させていただきますと、例えば建設業、経営革新という開発をなさっているんですけれども、それに対するケアであるとか、中小企業ファンドを組成するであるとか、要するにこれは逆に民間を使ってやればいいものを、また、官のお金を使って創業制度融資をすることとなってございまして、こういったものを読みますと、地方の議員の方とかプレッシャーがあつてこういうことになったのかという、また違った形で保護するような形のニュアンスがあるような印象を持つんですけれども、それに関してはどうのような形で、これは規制改革という流れの中で出てきた話だと思っておりますので、どのような形でそういったものに内容が変わってしまわないようなことに対するチェックというのはどのようにおやりになるのでしょうか。

○滑川室長 基本的には、これは私ども基本指針をつくったときに申し上げておりますように、従来型の財政措置を講じないという基本的な考え方をもって対応してきております。構造改革、規制というばかりではなく、今回は幅広い、いわゆる国の支援施策の改善、改革という観点からでございますけれども、そういうものを通じて地域の支援をより効果的、効率的にできるようにしたいということでございます。

そういう意味では私ども基本的には構造改革を通じた地域の活性化、再生という考え方に立っているつもりでございます。

もう一つ申し上げるとすれば、このプログラム自身がこれから皆さんにやって差し上げますというものではなくて、こういうものを基にして、地域が自分で考えて、何をやるか。その際にこういう支援の策を念頭に置きながら地域独自で、地域の資源を生かして考えていただきたいということでございますので、そうした意味では、地域そのものが主体として、地域の知恵との競争という形で対応していくというつもりでございますので、そうした意味では大きな構造改革という中で進めてまいるといふことであろうと考えております。○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして、特区及び地方再生本部室長からのお話と質疑は終わらせていただきたいと思います。

滑川室長 お忙しいところありがとうございました。

(滑川室長退室)

○宮内議長 それでは、最後でございますが、前回の会議におきまして、これまでの成果のPRの問題など、年度末までの間の広報の在り型について若干議論がございました。その後、事務局の方で関係委員とも御相談されたということでございますが、その結果につきまして、御報告をいただければと思います。

○宮川室長 前回この会議におきましてのPRの議論でございますけれども、主として3つの議論があったかと思っております。

1つは、PR関係でございますが、このPR関係は2つに分かれておりまして、いわゆる国民向けのPRの話。これは議長からの御示唆があったと思います。

それから、鈴木議長代理の方から、専門家向けのPRも含めて少し考えたかどうかという御議論があったやに思います。

3つ目といたしましては、資料編纂と言うんでしょうか。今、事務局にございますもろもろの資料、これについてわかりやすくきちっとまとめる必要があるんじゃないか。この3つの論点があったやに記憶をしておりますが、まず第1番目の国民向けのPRでございますが、これは今回お配りをさせていただいております。まだカラーコピーの段階なんでございますけれども、「規制改革で豊かな社会を」というものを、とりあえず内閣府の方で今まとめつつございまして、今、印刷をしている最中でございます。これをとりあえずは参考資料として広く国民に、とりあえず 5,000 部刷ろうと思っておりますけれども、これを配付をする。もしくは、ホームページの方にこれを掲載をいたしまして、大体3か年の規制改革の成果を中心に書いている事項でございますので、これを広く国民向けに使わせていただこうと思っております。

2点目の専門家向けのPRでございますけれども、これにつきましては、3月中下旬を目途に、マスコミ向けの懇談会というのを開催させていただきたいと思っております、それでもって3か年の総括をさせていただく。このときに資料について、何か簡単なもの、特に3年間で取り組んだ内容の説明資料といった辺りものを用意いたしまして、マスコミと懇談をしながら知見を深めていただくということを考えたいと思っております。

3番目の、いわゆる資料編纂の部分でございますけれども、これは代表的項目につきましては、時点というんでしょうか。いつ何をやったかという規制改革事項の歴史みたいなものをとりまとめていくということを少し考えてみたいと思います。

例えば前身の規制改革委員会で御提起いただいたとか、その後、この会議で議論が深まったとか、こういった点についてのクロノロジーみたいなところの整理をさせていただこうかと思っております。この辺りでもってマスコミにも縷々対応できるものができればいいなと思っておりますのでございます。

また、委員の方々の中で、いろいろと関係の論文等を書かれたと思うんですけれども、この辺りにつきましても、場合によっては事務局の方でその論文を収集・整理させていただくという点辺りも考慮をまいりたいということでございまして、今申し上げたような3つの類別の中で対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○米澤委員 「規制改革で豊かな社会を」というのは、既に印刷されつつあると今伺いましたが、書き方に不満があるんですけども、それは特にコミュニティー・スクールのところは、余り変わっていないという印象が強いので、ここで書き直しているんですけども、何とか反映できますか。

○宮内議長 何ページですか。

○米澤委員 06です。

○宮川室長 個別に御相談させていただきます。

○八代委員 私、文句ばかり言って申し訳ないんですけども、今、米澤さんがおっしゃったように、たくさんお金をかけてパンフレットをつくるというときに、なぜ関係委員に相談されないのかということなんです。

例えば15項目をどう選ぶかというのも、かなりポリシーに関わるわけで、何を重点と考えるかということ。勿論、中身については、今、米澤委員がおっしゃったように、この総合規制改革会議というのは、普通の審議会と違って、委員主導ということでこれまで非常に成果が上がってきたわけで、事務局がつくったものを委員がただチェックするほかの審議会と同じように考えられた意味がなくなってしまうんです。それが最近非常に普通の審議会的に事務局が運営されているという印象を強く持つわけでして、その点、文句を言われたから委員に聞くというのではなくて、委員の知恵を活用するためにこういう資料をつくるということを是非お願いしたいと思います。

例えばこの15項目の中で抜けているものとして、私がちらっと思いつくのは、例えば医療の広告規制というのは、これは随分長い間議論して、ここまで自由化されたわけで、これはかなり私は重要なものだと思いますが、どうなんだろうか。

それから、職業紹介というところで、これは手数料の話しか書いてありませんが、もともとは何というか、ポジリストで限定されたものしかできないというのが、ネガリストでここまで自由されたわけで、こういう矮小な話だけでどうなんだろうかということなんです。これは非常に総合規制改革会議ができてからということにこだわっておられるのかもしれませんが、この総合規制改革会議の流れは前身の規制改革委員会と一体的にずっとつながっているわけで、どういうふうにやれば一番インプレッシブに規制改革の効果が訴えられるかというときに、やはり委員の知恵を活用しないということは非常にもったいないことだと思います。

○森委員 私もこの項目では、都市再生関係とか、建築の改正問題とか、全然出てこないのは不思議な気がします。例えばマンションの建て替えなども随分議論してやったわけですが、用途規制問題とか、風域規制だとか、いろいろやったわけですが、どうして出てこない。都市再生関係はほとんどやっていないみたいな印象を受けますけれども、どうしてなんですかね。

○宮川室長 申し訳ございません。別に他意があったわけではございませんで、比較的消費者の立場が、理解しやすいような項目を重点的に出したということでございます。あとはページとの関係があったものですから、この辺りの項目出しについては、ある程度そういう視点でやらせていただいたということでございまして、決して総合規制改革会議のプライオリティーで決めたということではございません。もし、総合規制改革会議としてPRの資料が必要であれば、それはそれでまた私ども事務局の方で考えさせていただくということでやらせていただきたいと思います。当面、今、申し上げたような政府の広報ということでやらせていただいたものですから、とりあえずPR資料ということをどうなんだという前回の御下問があったものですから、私どもでつくっていたPR資料を使わせていただいたということでございまして、決して規制改革会議の活動を封じ込めるとか、そういうものではないということで御理解を賜りたいと思います。

○宮内議長 これは委員の皆さんの意見をもう少し取り入れて、改定することはできないんですか。

○宮川室長 印刷の方は印刷としてやっておりますが、おっしゃるような御趣旨であれば少し考えさせていただきます。

○宮内議長 せっかくですから、できるだけ意見をちょうだいして、ここまでできてきたのを全部変えるというのは難しいかもわかりませんが、できる範囲内で委員の皆さんのお考えを取り入れていただければと思います。そういうことでお願いできますでしょうか。

○奥谷委員 5,000部刷ってしまっているわけでしょう。どうするんですか。破棄するんですか。

○宮川室長 PRにはいろんなやり方があるかと思いますが、おっしゃるような形でリバイスは縷々続けていく必要があると思いますので、5,000部は5,000部で使わせていただきますが、おっしゃるような形で、ホームページに張る云々につきましては、委員の方の御意見を十分反映させていただいて、加えて増刷の部分については、そういう形で改訂をさせていただきたいと思います。

○奥谷委員 本当に最初からこのデザインも含めてダサイので、もっと意見を聞くべきだと思います。こうい

うイメージで出されてしまうと、我々委員のセンスはこんなセンスかなと思われてしまう。

○宮川室長 これは内閣府の資料でございますが、申し訳ございませんが、総合規制改革会議のお名前をお借りしてということではないので、これは正直申し上げますと、内閣府の事務局の責任の下でつくらせていただいたということで、決して総合規制改革会議のお名前に傷を付けるようなことではないということで御理解を賜ればと思います。

○奥谷委員 名前を傷付けるのではなくて、一応入っているわけですから、それを容認しているということは、そういうことを認めているということになるわけですから、全く別に 5,000 部刷ってしまうわけですね。無駄なことをする。

○宮内議長 でき上がったものが別に間違っているものができたわけではないので、使っていただくとして、ホームページ、あるいは増刷というときには、委員の意見をいただくということで、これはまとめさせていただくよりしょうがないと思います。総合規制改革会議事務局とちゃんと出ておりますので、そういう意味ではこの会議のやったことということは明示的にも出ておりますので、意見を入れさせていただくということは、できるだけお願いしたいと思います。

あとよろしゅうございましょうか。

それでは、これで御検討いただくことは終わりました。後は連絡事項をちょうだいしたいと思います。

○宮川室長 次回会合でございますけれども、最終回になろうかと思いますが、今、官邸と調整をしております、次回会合は官邸にて、総理に御出席いただくべく調整をしているということで、最終的な日程調整は各委員の御予定と官邸と日程を調整して決めさせていただく。一応仮置きなんでしょうけれども、年度末ぎりぎりの 31 日が最有力ということでございます。

以上です。

○宮内議長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。